

柏市消防音楽隊市民協働実施要領

制定 令和 8 年 1 月 9 日

施行 令和 8 年 1 月 15 日

1 目的

柏市消防音楽隊と市民が協働して「市民と消防をつなぐ音のかけ橋」として演奏活動を行うことにより、効果的な消防広報活動を展開することを目的とする。

2 登録要件

柏市消防音楽隊の演奏活動に協力する市民ボランティア（以下、「市民音楽隊員」という。）の登録要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 年齢は、満 18 歳以上であること。
- (2) 吹奏楽の経験があり、自己の楽器を持参して参加演奏できること。
- (3) 原則として、柏市に在住又は在勤若しくは在学であること。
- (4) 一定の練習及び出演に参加できること。
- (5) 登録に際して音楽隊長が前各号について確認し、総合的に判断するものとする。

3 登録期間等

市民音楽隊員の登録期間等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、4 月 1 日以降に登録された場合は登録された日以後における最初の 3 月 31 日までとする。

また、年度末に継続の意思の確認ができた場合には、1 年間更新することができる。

- (2) 登録期間中に脱退を希望する場合は、事務局宛てに申し

出ること。

(3) 柏市消防局並びに柏市消防音楽隊のイメージを著しく損なう行為等が認められた場合にあっては、登録期間内であっても当該登録を取り消すことができる。

4 処遇

市民音楽隊員の活動等にあっては、ボランティアのため無償とし、交通費等の支給もなしとする。

ただし、出演時等における事故には、柏市市民活動災害補償保険により、保険が適用される。

5 市民音楽隊員の責務

市民音楽隊員は、消防行政を深く理解し、消防音楽隊員と協力して演奏活動に努めること。

6 申込方法

市民音楽隊員への登録は、「柏市消防局市民音楽隊員登録申込書」(様式1)を事務局宛てに、持参、郵送又は電子メールで届出ことにより行う。

7 登録の決定

前項の申込書を受理したときは、音楽隊長が第2項に規定する登録要件と照合し、要件を満たした場合には、消防局長の承認を得て登録証を申請者宛てに直接又は郵送にて交付することをもって決定とする。

8 登録証

登録証は、名札兼用とし、出演及び練習参加の際には着用するものとする。

9 貸与品

登録を決定された市民音楽隊員に対して、被服等を貸与するものとする。市民音楽隊員は、貸与された被服等を適切な注意をもって使用し、又は保管しなければならない。

10 出演等依頼

市民音楽隊員への出演等の依頼は、次の各号に定めるところによる。

(1) 出演の依頼は、市民音楽隊員のうちから出演可能日等の条件に合致する者を選出し、依頼するものとする。

(2) 各種イベント等への出演案内及び出演の可否等の連絡は、原則としてEメールにより行うものとする。

1 1 個人情報の取扱い

市民音楽隊員として知り得た個人情報については、柏市消防局市民音楽隊としての活動目的以外には使用してはならない。

1 2 事務局

事務局は、柏市消防局火災予防課内に置く。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 15 日から施行する。